



民事訴訟手続のフェーズ3に向けた行程について

デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟手続のフェーズ3に向けた行程について～

訴訟記録の電子化等を内容とするフェーズ3を実現する改正民事訴訟法が、令和8年5月までに施行されることになっており、準備に向けた期間も残すところ約1年となりました。今後、改正法施行までの間に、どのような準備をどのように進めていくのかについて説明します。

デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟のフェーズ3に向けた行程について～

◆ デジタル化後における書記官事務の検討は、

「書記官が行うことが必要かつ相当な事務」を抽出・検討し、組織的に共有していくこと

■ 抽出に当たっては、次の3つの視点が必要

- よい裁判をするために必要・有益な事務か（合理性、効率性の観点を含む）？
- 書記官でなければできない事務か（法的素養を有し、事件、手続、実務慣行に通じていることが必要な事務か）？
- 書記官が行うことが相当な事務か（裁判官と書記官のそれぞれの役割に照らし、書記官が担うのが相当な事務といえるか）？

(1) システムを利用した定型的な事務

※ 受付、送達、通知、手数料、記録の取扱いに関する事務等

(これまでの検討)

- ・ 「デジタル化後の書記官事務の検討資料」に基づく各庁の検討
- ⇒ 改正法施行後、訴訟手続の各場面で、書記官が新しいシステム (mints・TreeeS・RoootS) を利用して行う標準的な事務処理について組織的に共有していく必要
- ⇒ 通達や各庁における事務処理要領等によって、事務処理の内容と方法を定めることが必要
- ・ 各庁における検討を高裁を中心として集約
- ・ その結果を踏まえ、最高裁において論点等を抽出し、最高裁と高裁との間で意見交換を実施

(2) 審理運営に密接に関わる非定型的な事務

※ 争点整理手続への関与 (期日間準備を含む。) 等

(これまでの検討)

- ・ 目指すべき審理運営のために書記官ができること、できないこと、やるべきことの検討
- ・ 書記官から、よりよい事務処理のための提案、検討
- ⇒ 各部における意見交換と実践を継続して、書記官が行うことが必要かつ相当な事務を形作っていく必要
- ・ 最高裁から各庁へ、全国的な実践例の紹介 (書記官フォーラム、裁判官フォーラムの結果を総括)
- ・ 各庁において全国的な実践例も参考にしながら、自庁の実情に合った内容の実践について検討

デジタル化後の民事訴訟手続において書記官が果たす役割の共有へ

- ・ 各庁で書記官が果たすべき役割を踏まえた指導監督が実現
- ・ フェーズ3実施後も、書記官が果たす役割を踏まえた事務処理の在り方を改めて検討するなどして、デジタル化後の書記官事務が更にブラッシュアップし、安定的な運用を確保していくことが期待

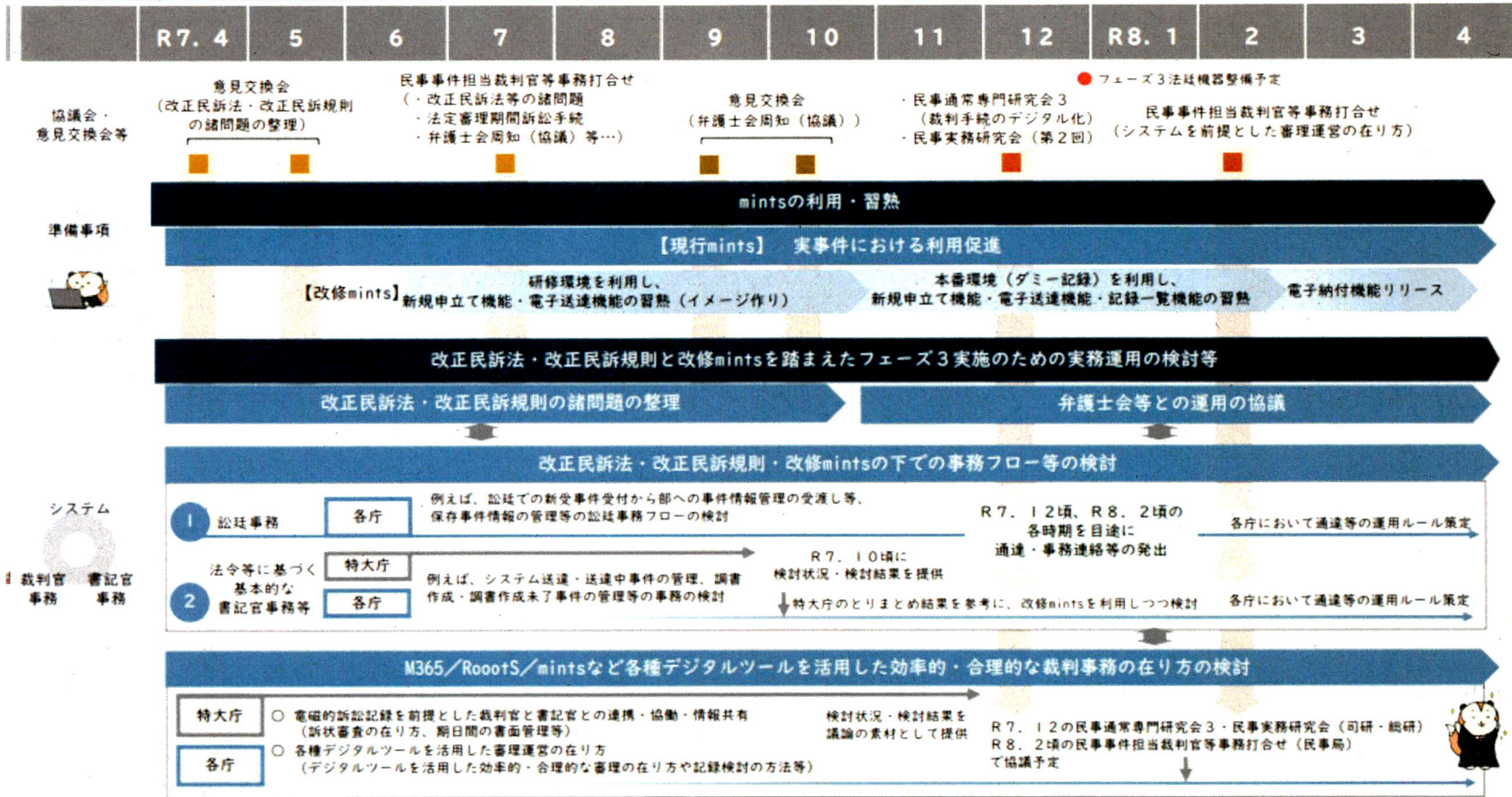
フェーズ3に向けたロードマップ

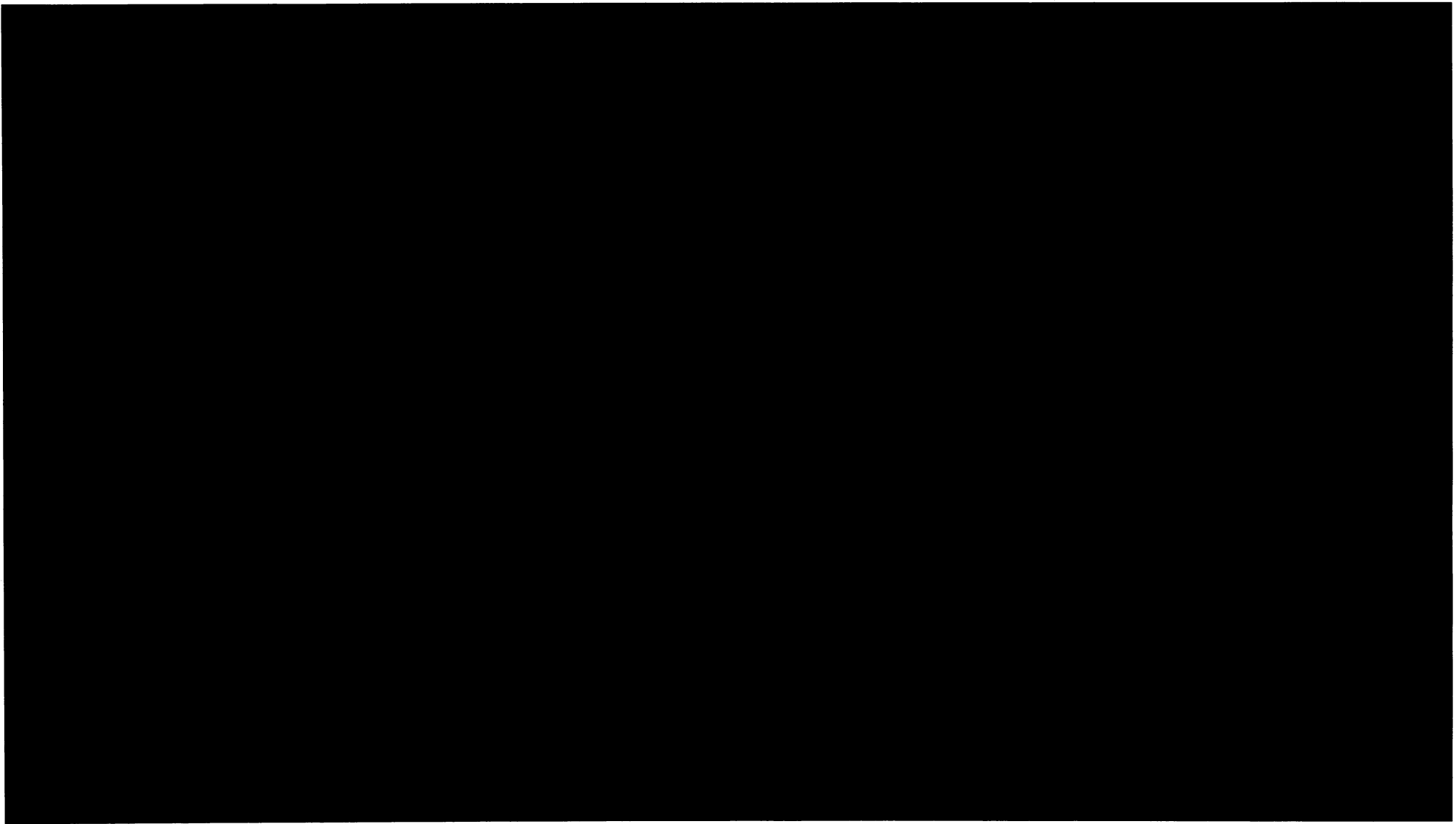
システム×裁判官事務×書記官事務



R7.4 【機2】

※ スケジュールは現時点の想定





デジタル化後の書記官事務の検討～民事訴訟のフェーズ3に向けた行程について～

◆ デジタル化後における書記官事務の検討は、

「書記官が行うことが必要かつ相当な事務」を抽出・検討し、組織的に共有していくこと

■ 抽出に当たっては、次の3つの視点が必要

- よい裁判をするために必要・有益な事務か（合理性、効率性の観点を含む）？
- 書記官でなければできない事務か（法的素養を有し、事件、手続、実務慣行に通じていることが必要な事務か）？
- 書記官が行うことが相当な事務か（裁判官と書記官のそれぞれの役割に照らし、書記官が担うのが相当な事務といえるか）？

(1) システムを利用した定型的な事務

※ 受付、送達、通知、手数料、記録の取扱いに関する事務等

(これまでの検討)

- 「デジタル化後の書記官事務の検討資料」に基づく各庁の検討
- ⇒ 改正法施行後、訴訟手続の各場面で、書記官が新しいシステム（mints・TreeS・RootS）を利用して行う標準的な事務処理について組織的に共有していく必要
- ⇒ 通達や各庁における事務処理要領等によって、事務処理の内容と方法を定めることが必要
- 各庁における検討を高裁を中心として集約
- その結果を踏まえ、最高裁において論点等を抽出し、最高裁と高裁との間で意見交換を実施

(2) 審理運営に密接に関わる非定型的な事務

※ 争点整理手続への関与（期日間準備を含む。）等

(これまでの検討)

- 目指すべき審理運営のために書記官ができること、できないこと、やるべきことの検討
- 書記官から、よりよい事務処理のための提案、検討
- ⇒ 各部における意見交換と実践を継続して、書記官が行うことが必要かつ相当な事務を形作っていく必要
- 最高裁から各庁へ、全国的な実践例の紹介（書記官フォーラム、裁判官フォーラムの結果を総括）
- 各庁において全国的な実践例も参考にしながら、自庁の実情に合った内容の実践について検討

デジタル化後の民事訴訟手続において書記官が果たす役割の共有へ

- 各庁で書記官が果たすべき役割を踏まえた指導監督が実現
- フェーズ3実施後も、書記官が果たす役割を踏まえた事務処理の在り方を改めて検討するなどして、デジタル化後の書記官事務が更にブラッシュアップし、安定的な運用を確保していくことが期待

フェーズ3に向けたロードマップ

システム×裁判官事務×書記官事務



R7.4 【機2】
※ スケジュールは現時点の想定

